

埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社電子入札運用基準

埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社電子入札運用基準（以下、「本運用基準」という。）は、電子入札システム（以下、「本システム」という。）で円滑かつ適切に入札・開札手続きができるように取扱いを定めたものである。本運用基準は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社（以下、「公社」という。）が発注する工事、工事に係る設計・調査・測量等の業務委託及び土木施設維持管理業務委託の他、公社が必要とする全ての発注業務に適用する。なお、本運用基準に定めのない事項については、入札・契約に係る諸規程等によるものとする。

（用語の定義）

「共同システム」：本システム、入札情報公開システム、競争入札参加資格申請受付システム等、電子入札を執行するにあたり必要なシステムで構成されるもの

「電子入札」：本システムで処理する入札・開札手続

「紙入札」：紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入札・開札手続

「入札参加者」：入札（見積りを含む）に参加する者（入札参加希望者を含む）

「関係書類」：入札書、見積書等の入札・開札手続で使用する書類

「代表者等」：埼玉県の建設工事や物品発注等に係る競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者）氏名及び住民票記載住所（電子証明書に記載している場合）、会社名（登記している場合）、会社本店住所（登記している場合）

1. 電子入札対象案件について

公社が電子入札で行うこと案件は以下のものとする。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約（100万円未満のものは除く）

2. 電子証明書について

(1) 利用可能な電子証明書

本システムで利用可能な電子証明書は、埼玉県が公表する民間の電子認証局が発行したもので、埼玉県の建設工事や物品発注等に係る競争入札参加資格申請時の申請事業所代表名義のものを原則とする。なお、本店以外の営業所が本店の代表者（埼玉県の建設工事や物品発注等に係る競争入札参加資格申請時の法人代表者）名義の電子証明書を利用することも可とする。

(2) 利用者登録

初めて本システムを利用する場合や新しく電子証明書を取得した場合は、本システムで電子証明書の利用登録を行うものとする。また、登録内容に変更がある場合は、直ちに変更手続きを行うこと。

(3) 共同企業体の取扱い

特定建設工事共同企業体においては、共同企業体代表者が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用し、経常建設共同企業体においては、経常建設共同企業体として利用者登録済みの電子証明書を使用すること。また、調達案件等について共同企業体で入札に参加する場合においては、共同企業体代表者が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用すること。

3. システム障害等について

(1) 本システムに障害が発生した場合

本システム用のサーバ・ネットワークなどに障害が発生し、入札・開札手続きを処理できないことが判明した場合は、共同システムの管理者又は公社は、公社ホームページ及び発注者向けポータルサイトに復旧見込み等を掲示し、公社は、入札・開札手続の延期、取り止め又は紙入札への移行などの措置を講じる場合がある。この措置を講じた場合、公社は公社ホームページや電子メール、電話等により入札参加者に連絡する。

(2) 本システム以外に障害が発生した場合

天災、広域的・地域的な停電・ネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入札に参加できないことが判明した場合は、公社は、入札・開札手続の延期、取り止め又は紙入札への移行などの措置を講じる場合がある。この措置を講じた場合、公社は公社ホームページや電子メール、電話等により入札参加者に連絡する。

4. 入札案件登録について

(1) 受付期間等の設定

参加申請書、入札書等の提出期限や開札日時等は、案件ごとに公社が定める。

(2) 入札額等の表記

本システム上で入力又は公開される設計額、予定価格、調査基準価格、最低制限価格、発注限度額、入札額及び落札額は、消費税及び地方消費税を除く金額とする。

5. 発注図書等の閲覧・貸与について

発注図書等の閲覧・貸与は、公社の所在地や入札参加者の情報環境等に応じて、案件ごとに公社がその方法を定め、公告等で明示する。

6. 関係書類の提出について

(1) 電子データのファイル形式の指定

入札参加者が関係書類を提出する際に使用できる電子データのファイル形式は、公社が指定する場合を除き、形式は問わない。ただし、提出後、公社がファイル形式の変更を求める場合、入札参加者はその指示に従い再提出すること。

(2) 提出方法

関係書類は、原則として電子データとし、本システムの添付機能を利用して提出すること。ただし、電子データの容量が 3MB を超える場合や添付機能不適用のファイル形式の場合など本システムの添付機能を利用できない場合、関係書類の作成方法及び提出

方法を公社と協議のうえ、入札参加者は公社の指示に従うこと。

(3) ウイルス対策

入札参加者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策し、同アプリケーションのバージョンを最新に保つこと。入札参加者から提出された関係書類等がウイルス感染していることが判明した場合、公社は直ちに作業を中止し、共同システムの管理者に連絡するとともに、当該関係書類を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとする。

7. 入札手続について

(1) 入札書等の提出

電子入札では、入札書等は本システムのサーバに正常に記録された時点で提出されたものとする。入札参加者は、受信確認をする等、入札書等の提出確認を行うこと。受信確認通知が表示されない場合、再度提出処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、共同システムのヘルプデスクに問合せするなど対応し、入札参加者の責任で対応すること。

(2) 入札金額見積内訳書の提出

入札書に添付する入札金額見積内訳書（以下、「内訳書」という。）は、「関係書類の提出について」に従い提出すること。

(3) 入札の辞退

入札書提出前に入札辞退する場合は、入札書受付期間内に本システムより辞退すること。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

8. 開札手続について

(1) 開札

本システムによる開札は、事前に設定した開札予定日時以降に行う。紙入札方式による参加者がいる場合、入札執行職員が開札宣言をし、紙の入札書を開封してその内容を本システムに登録した後、本システムにより開札する。その後、立会者（入札執行職員以外の職員）が確認し、落札者の決定を行う。

(2) くじの実施

落札となるべき金額の入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、本システムにより電子くじを実施する。

(3) 開札延期等

開札の延期や開札処理が長引いた場合、公社は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に情報提供等を行う。

(4) 入札書未到達の取扱い

入札書提出締切予定日時において、入札書が本システムのサーバに正常に記録されていない場合、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

(5) 開札の中止

開札を中止する場合、公社は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに入札書を開封せずに本システムに中止の結果登録をする。

(6) 再度の入札

開札の結果、落札者がなく予定価格を上回る入札がある場合、再度の入札（以下、「再入札」という。）を本システムで行う。原則として、再入札は第1回目の開札の翌日に実施し、第1回目の開札が午前中に終了するなど、再入札通知から概ね3時間以上を空けることができる場合には、開札当日に再入札を行うことができるものとする。なお、3回目以降の入札（再々入札）を行う場合、上記に準じて行う。

9. 紙入札について

公社は、紙入札を承認した場合、以降の手續における入札に関する必要な情報を申請者に電子メール等により提供する。紙入札による入札参加者は公社が指定した日時、方法によりくじ番号用に3桁の数字を記載した入札書を提出するものとする。（再入札においても同様とする。）

10. 電子証明書の不正使用について

入札参加者が電子証明書の不正使用等をした場合、公社は入札参加停止や参加資格取消等、必要に応じた措置を講じる。なお、落札後又は契約締結後に不正使用等が判明した場合、公社は案件の状況に応じて、契約解除や損害賠償等の措置について検討を行う。

11. 随意契約への準用

1 から 10 までの規定は、随意契約に準用する。

附則

この基準は、令和6年10月1日から施行する。